

札幌駅前通北街区地区景観保全型広告整備地区許可基準（案）

・ 屋上広告物

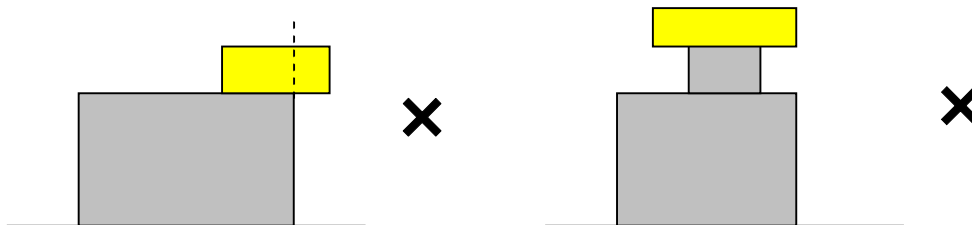
(1) 自家用広告物であること。

自家用広告物とは、自己の住所において表示し、若しくは設置する広告物等で、自己の氏名若しくは住所を表示するもの又は自己の事務所、営業所等若しくはこれらの敷地内において表示し、若しくは設置する広告物等で、自己の事業若しくは営業の名称、内容若しくは商標、事務所、営業所等の所在若しくは販売する商品の名称若しくは内容を表示するもの。

(2) 掲出する建築物と一体的になるようにデザインし、周囲の建築物等とのスカイラインに留意したもので、次の基準に適合するものであること。

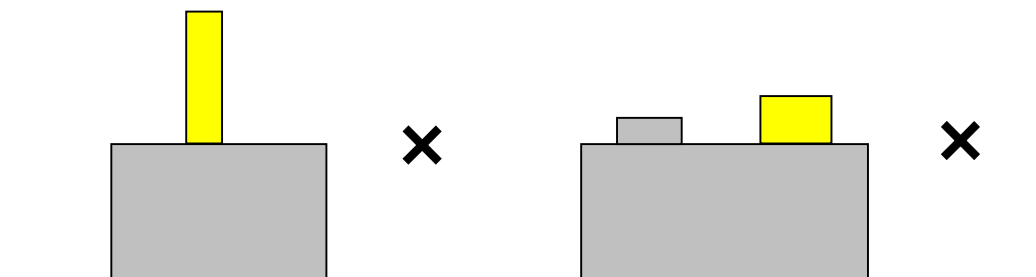
ア 設置した屋上を構成する外壁を超えて設置しないこと。

イ 階段室、昇降機塔その他これらに類する建築物の屋上部分（以下「屋上構造物」という。）の上に設置しないこと。

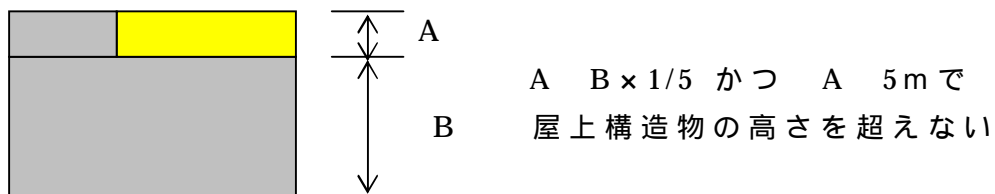


ウ 広告物等の形状が塔状のものでないこと。

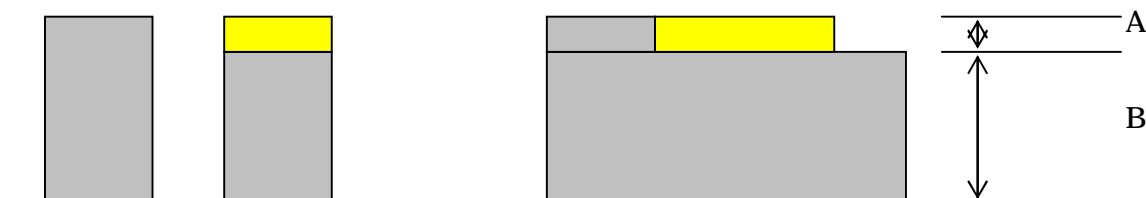
エ 立方体、直方体、多角柱及び円柱等立体構造の広告物等を屋上の一部に単独で設置しないこと。



オ 高さ（脚を有する場合は、当該脚の高さを含む。）が地上からその広告物等を表示し、又は設置する個所までの高さの5分の1以下、かつ5m以下で、屋上構造物の高さを超えないものであること。ただし、隣接する建築物等と高さをそろえるなどの配慮がなされている場合は、高さを地上からその広告物等を表示し、又は設置する個所までの高さの5分の1以下、かつ10m以下とすることができるものとする。

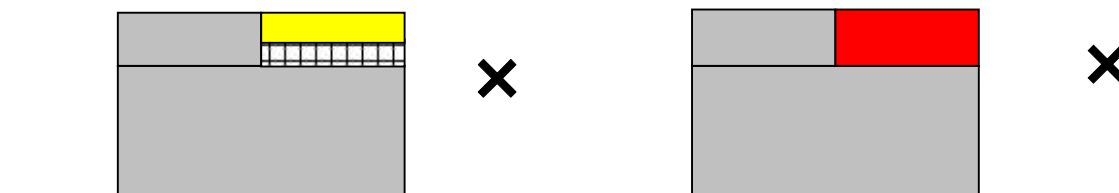


ただし、下記の場合 A B × 1/5 かつ A 10m とすることができる。
隣接する建築物とのスカイラインを整える場合 屋上構造物とのスカイラインを整える場合

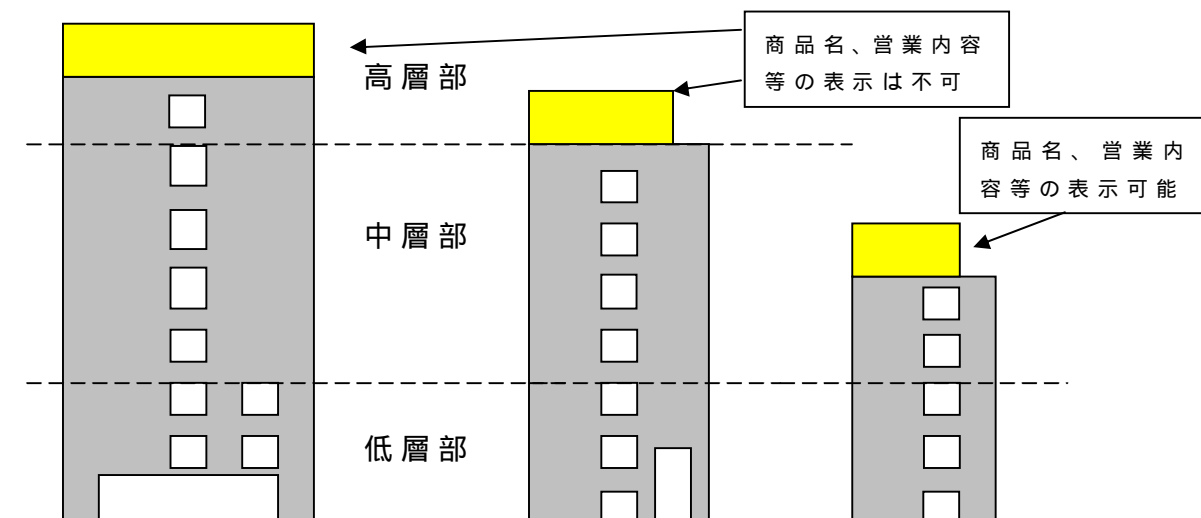


カ 支柱や骨組が道路などから見えないうにすること。

キ 地色は建築物外壁と同系色とすること。



(3) 屋上が中層部の高さを超えるものである場合には、建築物若しくは施設の名称又はシンボルマーク以外表示しないこと。



・壁面広告物

(1) 自家用広告物又は案内誘導広告物(建築物,施設等への案内又は誘導を目的としたもので、商品名その他宣伝の用に供する表示のないもの。以下同じ。)であること。

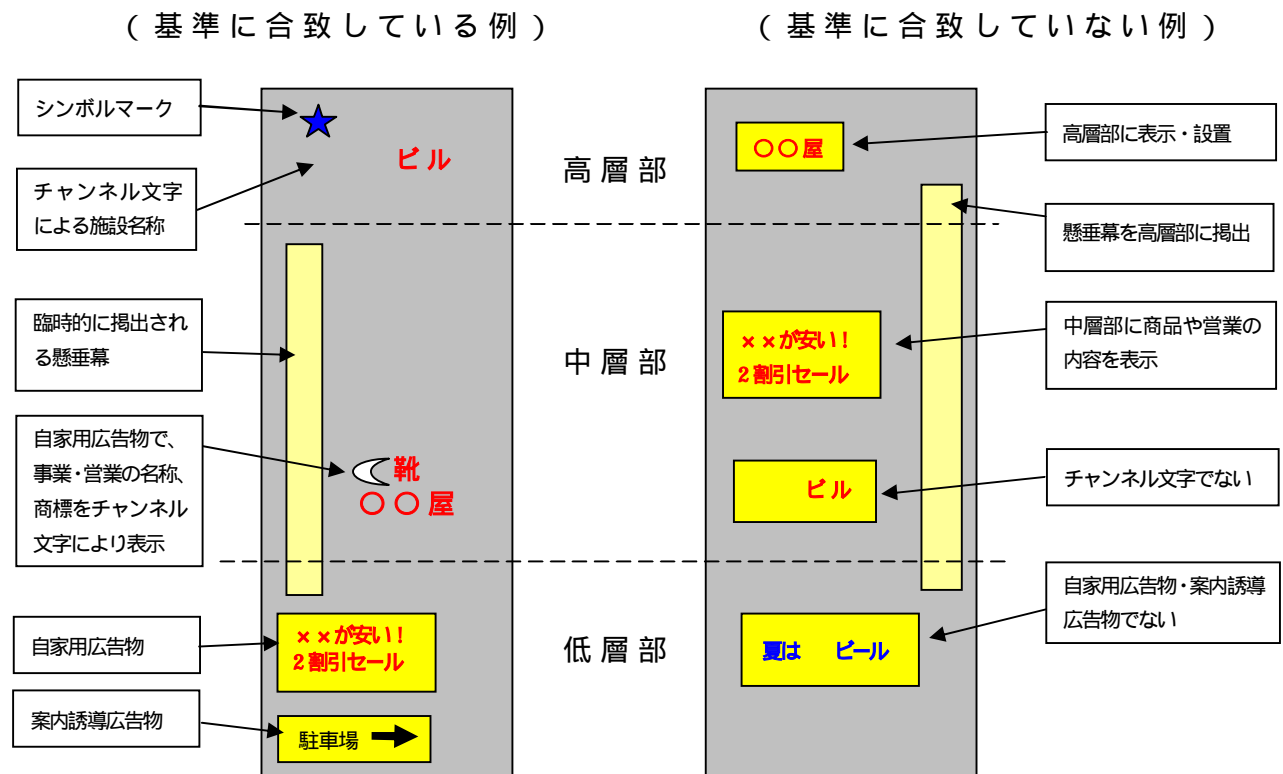
ただし、短期、臨時的(概ね15日)に掲出される広告物については、この限りでない。

案内誘導広告物とは、自家用広告物以外の広告物で、特定の事務所若しくは営業所又は特定の場所への案内又は誘導を目的とする広告物。

(2) 中層部の壁面には表示又は設置しないこと。ただし、自家用広告物で事業又は営業の名称若しくは商標のみを表示する広告物等、又は臨時的に掲出される懸垂幕(掲出位置及び形状を変えることなく、その表示内容を短期間(概ね15日)で変更する広告幕をいう。以下同じ。)については、この限りでない。

(3) 高層部以上の壁面には表示又は設置しないこと。ただし、建築物若しくは施設の名称又はシンボルマークについては、この限りでない。

(4) 中層部以上の壁面に表示又は設置する場合は、臨時的に掲出される懸垂幕を除き、チャンネル文字により表示すること。



- (5) 1 壁面（水平方向からの 1 見付面をいう。）における合計表示面積がその壁面の見付面積の 3 分の 1 以下で、かつ、50 m² 以下であること。

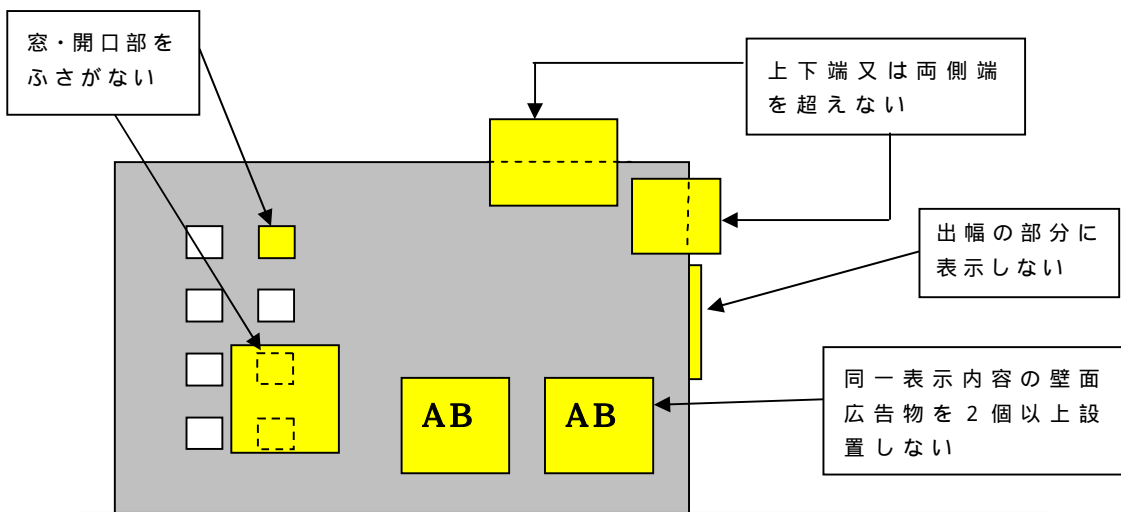
左図を上から見た場合



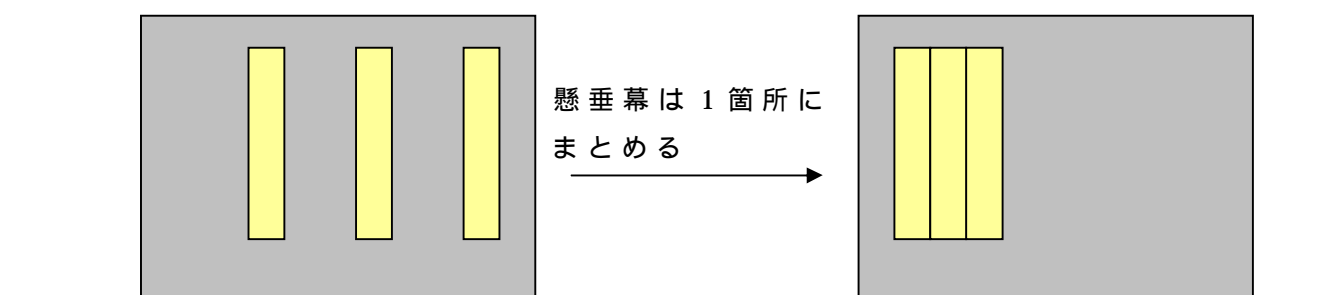
(B + C) A × 1/3 かつ 50 m² 以下

A の面積

- (6) 同一壁面に同一表示内容の壁面広告物を 2 個以上設置しないこと。ただし、建物若しくは施設の名称又は案内誘導広告物を除く。
 (7) 広告物等を設置する壁面の上下端又は両側端を超えないこと。
 (8) 建築物の窓又は開口部をふさがないこと。
 (9) 取付壁面からの出幅の部分に広告物を表示しないこと。

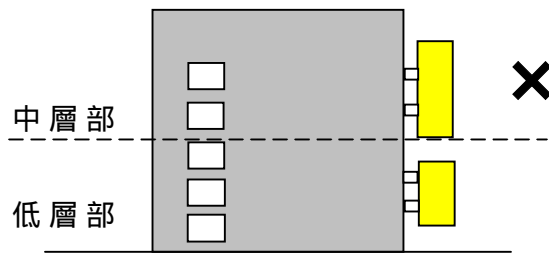


- (10) 臨時的に掲出される懸垂幕の掲出箇所は、1 建物につき、1 箇所とすること。

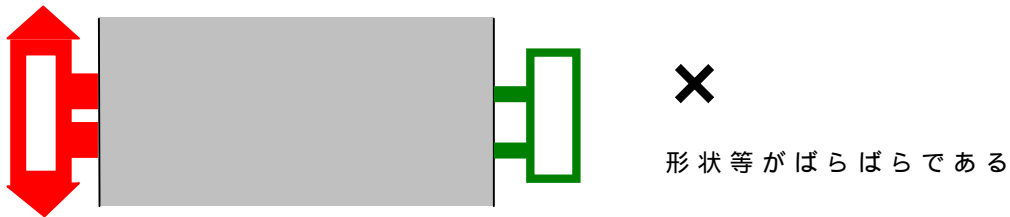


・突出広告物

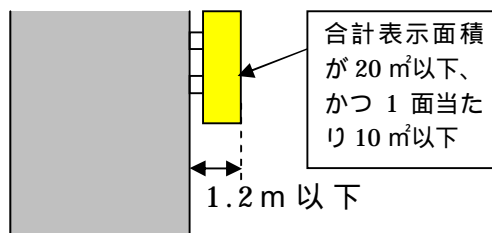
- (1) 自家用広告物又は案内誘導広告物であること。
- (2) 中層部以上の高さに設置しないこと。



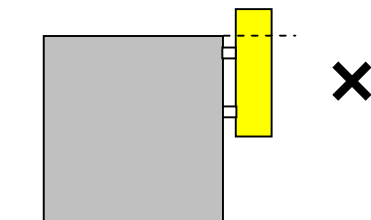
- (3) 2基以上設置する場合は、統一したデザインであること。



- (4) 1基当たりの合計表示面積が 20 m^2 以下で、1面当たりの表示面積が 10 m^2 以下であること。
- (5) 取付壁面からの出幅は、 1.2 m 以下 であること。



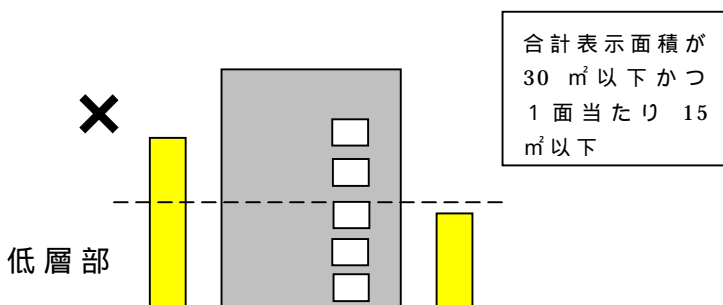
- (6) 広告物等を設置する壁面の上下端を越えないものであること。



- (7) 道路上に突き出す場合は、落雪等の防止策を施したものであること。

・ 地上広告物

- (1) 自家用広告物又は案内誘導広告物であること
- (2) 地中に基礎を設けた堅牢なものであること。
- (3) 2基設置する場合は、統一したデザインであること。
- (4) 1建築物につき、2基以内とすること。
- (5) 高さが建築物の低層部を超えないものであること。
- (6) 1基当たりの合計表示面積が 30 m²以下で、1面当たりの表示面積が 15 m²以下であること。



- (7) 道路上に突き出す場合は、落雪等の防止策を施したものであること。

・ 柱状広告物、立看板、電柱広告物及びアドバルーン広告

いずれの広告物も認めない。

備考（低層部・中層部・高層部の区分）

区分	
低層部	建築物の1階から3階までの部分
中層部	建築物の4階から7階までの部分
高層部	中層部を超える高さの部分